

# 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人シルバニア（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、法人の理事及び監事、並びに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第4章第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章第5条に基づき置かれる者をいう。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 常勤理事に対しては、定款第21条で定める金額の範囲内で、職務執行の対価として、別表1のとおり報酬等を支給するものとする。

2 この法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程は適用しない。

3 賞与及び期末勤勉手当は支給しない。

4 役員退職慰労金は、別表2に定めるところによる。

(実費弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤手当支給基準に準ずる。

3 非常勤理事、監事及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、日当、宿泊費含む)を、旅費規程に準じて支給することができる。

(支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月27日に支払うものとする。

ただし、その日が土曜日及び祝日に当たるときは前日に支給し、日曜日、祝日が続くときは順次繰り上げて支給する。

(支給の形態)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 常勤役員の報酬等及び費用は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

3 非常勤役員、監事及び評議員の報酬及び費用は、必要の都度支払うものとする。ただし、本人の申し出により源泉徴収をすることができる。

(報酬額の日割り計算)

第7条 新たに役員等に就任した者には、そのものが常勤役員の場合にはその日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡により退任した場合には、常勤の役員の場合はその月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

(附則)

平成27年11月16日に施行された役員報酬等に関する規程は、これを廃止する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

## 別表 1

### 常勤理事

	日 額
理事長	25,000 円以内
専務理事	22,000 円以内

## 別表 2

### 役員退職慰労金について

- 1 役員のうち、理事としての立場で貢献した者について役員退職慰労金を支給することができる。
- 2 退職した役員に支給すべき退職慰労金は、次の各号のうちいずれかの額（以下「基準額」）の範囲内とする。
  - (イ) この規程に基づき評議員会が決定した額。
  - (ロ) この規程に基づき計算すべき旨の評議員会の議決に従い、決定した額。

最終報酬月額×在任年数×掛率

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

例 200,000×2年×0.5=200,000

(掛率)

退職金支給対象期間	掛率
3年以上5年未満	0.5
5年以上10年未満	0.8
10年以上15年未満	1.05
15年以上20年未満	1.25
21年以上	2.0

- 3 役員退職慰労金は次の各号に該当する場合、支給をしない
  - (イ) 在任中時に重大な損害を法人に与えた者に対して支給をしない。